

取扱区分:「公開」

第 10 回周南市景観審議会

議 事 録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております
(発言そのものの記載ではありません)

令和 6 年 1 月 2 2 日 (月) 1 5 時～
周南市役所 5 階 委員会室 2

第10回周南市景観審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月22日（月） 15時～
- 2 開催場所 周南市役所 5階 委員会室2
- 3 出席委員 村越千幸子委員 ・ 中川明子委員 ・ 佐野弘委員
来島康博委員 ・ 野村俊文委員
- 4 事務局 都市整備部 高瀬部長 ・ 中川次長
都市政策課 小川課長 ・ 原田課長補佐 ・ 金子係長
清水主任
- 5 傍聴者 傍聴定員10名のうち傍聴者0名
- 6 報告事項 第1号 景観条例による届出制度の令和2～4年度実績報告
第2号 景観重要公共施設について
- 7 議事の要旨

開会 16時

開会宣言

部長挨拶

委員の定数報告

会長及び副会長の選出

会長挨拶

(事務局)

それでは、これからの進行は、村越会長にお願いいたします。村越会長、よろしくお願いたします。

(会長)

それでは、審議の前に、議事録の署名委員を中川委員と佐野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから審議を進めてまいります。

まず、報告事項の1、景観条例による届出制度の令和2～4年度実績報告について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、景観条例による届出制度の令和2～4年度実績報告について、ご説明いたします。お手元の資料1「景観届出実績報告（令和2～4年度）」をご覧ください。

年間届出件数は、令和2年度が634件、令和3年度が674件、令和4年度が591件受けております。

行為種別件数の内訳としましては、令和2年度が、建築物の建築等が597件、工作物の建設等、開発行為などで37件、令和3年度が、建築物の建築等が637件、工作物の建設等、開発行為などで37件、令和4年度が、建築物の建築等が561件、工作物の建設等、開発行為などで30件となります。

地区別件数においては、令和2年度が、重点地区の「都心軸地区」が20件、「鹿野地区」が0件、重点地区以外が614件、令和3年度が、「都心軸地区」が25件、「鹿野地区」が0件、重点地区以外が649件、令和4年度が、「都心軸地区」が21件、「鹿野地区」が1件、重点地区以外が569件となっております。

また、国の機関や県、市などの地方公共団体が届出を要する行為を行う際に提出する「通知」については、令和2年度が4件、令和3年度が13件、令和4年度が10件受けております。

大規模な建築物の建築等を行う「事前協議」は、届出及び通知を併せて令和2年度が29件、令和3年度が45件、令和4年度が30件受けております。

平成24年の10月から始めた届出制度ですが、ここ最近の提出状況は、平成28年度が547件、平成29年度が519件、平成30年度が561件、平成31年度が529件と年間500件台で推移していましたが、令和2～4年度は平均633件と100件程例年を上回っております。

景観届出の未提出につきましては、平成31年度は建築物と工作物を合わせた建築確認の申請件数586件に対し、74件の約13%が未提出となっていました。しかし、令和2度から建築確認の担当課と協力し、景観届出の周知文書を建築確認申請者に送付し、周知を図ったこともあり、令和2年度の未提出は約6.4%、令和3年度は約1.4%、令和4年度5.2%と減少傾向で推移しており、市民の景観に対する意識の醸成が進んでいると考えています。

また、このような背景をふまえて、届出対象範囲について、現在は景観届対象を市全域で幅広い行為を対象としていますが、今後は、「景観重点地区」は現在の運用と同じく大規模と大規模以外の行為、「その他地域」は、大規模行為だけを対象とする等、対象範囲の変更を今後検討していきたいと考えております。

以上で、報告事項第1号 景観条例による届出制度の令和2～4年度実績報告を終わります。

(会長)

ありがとうございます。ただ今の説明内容につきまして、ご質問等、ございましたらお受けしたいと思います。

新しい委員の皆様は、家の新築等の際に、景観届が必要なことはご存じだったでしょうか。また、家の塗り替えの際にも同様に景観届が必要ですが、こちらについてはほとんど出ていないのではないのでしょうか。周知に関してはまだ不足しているように感じます。

(事務局)

新築の場合は、建築確認申請時等に建築指導課と協力して進めておりますので、だいぶ改善されてきておりますが、言われたとおり塗り替えの部分については、把握する方法がないというところが正直なところもございまして、会長がおっしゃるとおり、全部出ている状況とは言い難い状況かなというふうに考えています。

(委員)

先ほど説明があった届出範囲を変更することを考えている件については、重点地区である都心軸等以外は、届出を無くすという方向なのではないでしょうか。

(事務局)

今から検討していくところではありますが、規模によって変えることを考えています。

現在、全ての戸建て住宅について届出してもらっていることもあり年間約600件となっておりますが、こちらを大規模だけに絞ることなどを考えております。

現在の弊害としましては、例えば工場の中で駐輪場を作るとか、ちょっとした倉庫を作るとか、そういうものも全て対象になっており、変更していかないといけない部分もあります。

他の自治体事例も確認したところ、やはりある一定の地区は全て届出対象だが、それ以外は規模によって変えているということも行われているようですので、参考にしながら検討していければと考えています。

(委員)

建築確認の業務に関わっている者からすれば、特に住宅の届出が多いと手間ということもありますので、できれば緩和していただくと助かります。また、実際のところ届出なので、それによって何か指導があるとか強制力があるものではないと思うので、出すことに意義はあるのかもしれないが、出す方からするとあまり意味がないのではないかと思うところもありますので、その辺もぜひ検討いただけたらと思います。

(事務局)

実際に届出提出される方々の意見でも、周南市は特に厳しいのではないかということ言われて持って来られる方もいらっしゃいます。そういう意味でも周知が進んでいるのではないかと考えていますので、今後検討していきたいと考えています。

(会長)

私としては厳しいと思える位が丁度良いのではないかと考えています。自分の家だから好きな色を使ってもいいというようなことになると、街並みとしての景観が成り立たなくなります。近隣市では、戸建て住宅の景観届を全て出すようにはしていないので、周南市の仕事としては大変かもしれませんが、景観の意識づけには役立っているように思えます。

(委員)

お話伺う限り、景観届については、努力義務というか法律的な規制はないという風にお伺いしたのですが、何か以前に問題があったから景観届という制度ができたということなのでしょう。初めてなもので経緯が分かってないのですが、当初の経緯をお伺いしたいです。

(事務局)

きっかけとしてはまず景観法が成立され、周南市でも平成23年6月に周南市景観計画と

いうものを作成した際に、届出等を定めています。その時に最初ということもあったので、市内全域を対象とすることで景観行政を進めていくという考えで、この景観審議会場で決めたという経緯だと聞いております。

(委員)

先ほどの色彩の届出に関して、一般家庭の塗り替えなどは塗装屋さんが直接委託されることが多いと思いますが、塗装屋さんから景観届出は出されているのでしょうか。また塗装屋さんに塗り替えの際などに届出をしなければならないということはどれくらい認知されているのでしょうか。

(事務局)

塗装業界には認知されていないのが現状だろうと考えています。

(委員)

私も過去に塗装関係の仕事に関わったことがあります。その時に塗装屋さんもそのような話は全く認知していないようでしたので、今言われたことは当然かなと感じました。この色の中で統一してくださいなどの決まりがあるのであれば、塗装屋さんや建設会社にも認知してもらおう働きかけるのがよいかもしれません。今も景観色としてどうかなという色彩の家も見かけますが、このような家が何件も連なってくると、景観街並みに影響してくるといふのも分かる気がします。

(会長)

何年前になりますが、私の方から塗装関係業界の方へ、これらの話は伝えたことがあります。でも一度二度言っても、人が変われば全てへの周知は難しく、塗り替えの場合は塗装屋さんが直接請け負われることが多いと思います。一方で新築の場合は設計事務所が届出提出するので、こちらに関しては届出の浸透は進んでいると思います。市としても努力されているということはよく分かっておりますので、やはり周知していくことが一番大事だと思います。

(委員)

私も仕事で相談受けたりするのですが、景観届については知らなかったもので、今回お聞きして驚きました。

(会長)

これから塗装業界へも周知をお願いします。

(事務局)

そうですね、塗装業界については把握してないところがありましたので、引き続き周知を進めていきたいと思います。

(会長)

他に意見ございますでしょうか。

(委員)

景観届について緩和を検討されるというお話があったと思いますがこちらについて教えてください。

(事務局)

緩和できないかということで考えているところではありますが、今回委員の皆様からも色々ご意見いただきましたので、そのあたりも含めて研究して参りたいと思います。

(委員)

それは一足飛びに緩和という方向にはいかないという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そうですね。関係業界等含めてご意見いただきながら考えていきたいと思います。

(会長)

他に意見ございますでしょうか。無いようでしたら私の方から一つ意見があります。今駅前の再開発がほとんど完了になっていると思うのですが、今見た限りでは緑化等がほとんど無いように見えます。まだ完成ではないので何とも言えないのですが、景観届の時にどうい計画だったのか気になります。せっかく周南市の顔である徳山駅周辺につながった再開発なので、景観届の内容が分かれば教えてください。まだ完了届は出ていないのでしょうか。

(事務局)

完了届については既に出ているのですが、届出の内容が全てできているとは言えない部分がありそうなので、そこは協議していきたいと思います。

(会長)

色々予算の関係で思い通りにいかなかったという話も聞いてはいるのですが、それで全て受け入れるのは難しく、やはり街の景観に影響する大きな開発なので気にしておいた

だきたいと思いますので、その旨伝えてもらえればと思います。

(事務局)

承知しました。

(会長)

それでは次の報告事項の2、景観重要公共施設について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

それでは、「景観重要公共施設」について、ご説明させていただきます。

景観重要公共施設について、前回ご意見いただいてから期間が空いてしまったことと、初めて聞かれる委員の方もいらっしゃるので、まず景観重要公共施設について簡単にご説明させていただきますと思います。お手元の資料2「景観重要公共施設について」をご覧ください。

まず概要についてご説明します。

景観法において、公共施設と周辺の建築物が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするために、景観行政団体が、良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や「占用の許可の基準」を定めることができるとされています。また、定められた場合には、「その整備は、景観計画に即して行われる必要があり、占用を行う際には、その基準に適合する必要がある。」という内容になっております。

「景観重要公共施設として景観計画に定めることのできる公共施設」としては、道路法による道路・河川法による河川・都市公園法による都市公園などがあります。

「整備に関する事項の例」としては、駅周辺等において風格のある道路整備を行う場合に、街灯や舗装等を景観に配慮したものとする。等があります。

「占用等の許可の基準の例」としては、都市公園において、良好な景観の形成を図るために、公園管理者以外が設置する建築物、工作物その他の物件の形態意匠や高さ等の基準を定める。等があります。

これらをふまえて、「周南市で想定される公共施設及び整備に関する事項」として、御幸通、岐山通、徳山港線、徳山駅前広場などの歩道舗装や街路灯、街路樹等を対象として、施設更新時などに統一したデザインによる施設整備、景観形成を行うためのデザインコード等をあらかじめ決めておくことを目的として、景観重要公共施設景観形成ガイドライン作成をすすめている状況です。参考資料としてお配りしている周南市公共施設景観形成ガイドラインは、既にございますので、この中の一章として、景観重要公共施設景観形成ガイドラインを追加したいと考えております。

続いて、資料3「景観重要公共施設景観形成ガイドライン（素案）」をご覧ください。

本市では、景観形成重点地区に都心軸地区を定めており、地区内には市の玄関口である徳山駅の南北駅前広場や御幸通、岐山通、また、景観に配慮された徳山港線が位置しています。

各路線には、イチョウ並木や桜並木などの街路樹が四季折々の表情を見せ、市街地においても憩いの空間を作り出すなど、都心軸地区の景観形成を図るうえで重要な公共施設となっています。これらの公共施設、また、市街地の成り立ちや特色を踏まえ、景観を守り、育て、景観を生かした賑わいづくりなど、景観によるまちづくりを推進するため、徳山駅北口駅前広場、徳山駅南口駅前広場、御幸通、岐山通、徳山港線の5つの公共施設を景観重要公共施設に定めます。

岐山通について、個別基準の内容に応じて2つに分けています。こちらについては、後ほどご説明します。

資料の2ページをご覧ください。

「1. 3 都心軸地区の成り立ち」の歴史背景等について説明するとともに、下側で、各拠点の景観形成方針を説明しています。

現在の都心軸地区内の拠点配置は、徳山駅周辺の「商業業務・交通拠点」、市役所をはじめ、図書館や小学校など各種公共施設が集積する「行政拠点」、住宅地、文化会館や美術博物館がある「市民・文化拠点」が位置し、本市の「顔」となるエリアとなっています。そのため、各拠点を結ぶ道路は、都心軸の形成を図るうえで重要な役割を担っており、各拠点の景観形成方針に沿った整備が必要ということを説明しております。

続いて資料3、4ページでは、「1. 4 各道路が形成する景観」として、各道路の歴史背景や道路が形成する景観の説明について記述しております。

先ほどの資料2ページの「1. 3 都心軸の成り立ち」と3、4ページの「1. 4 各道路が形成する景観」については、今回は本資料で記載していますが、最終的には景観計画の方で記載していきたいと考えております。

続いて資料の5ページ目をご覧ください。

「2. 配慮すべき基本的事項」と「3. 基本方針」については、配慮元のガイドラインや、周南市景観計画に基づいた基本方針について記述しています。

「4. 路線に関する方針」では、路線整備等の際に意識してもらうべき各路線の大枠の方針を追加しています。徳山駅前広場、御幸通、岐山通については、「歴史や市の特徴が感じられ、人が過ごしやすい温もりのある都市景観」徳山港線については、「歴史の息づいた街なみ空間を形成する景観」を路線に関する方針としています。

続いて、個別基準についてです。6、7ページ目をご覧ください。

本項では、基本方針に基づき、具体的に配慮すべき個別基準を設定しておりますが、やむを得ず、個別基準によらない場合や、大規模な補修、改修を行うことも想定されるため、その際は、市景観担当課に確認するとともに必要に応じて景観審議会に諮ることが出来ること

としています。

続いて、各施設の個別基準について説明します。

(1) 徳山駅北口駅前広場、(2) 徳山駅南口駅前広場、(3) 御幸通、(4) 岐山通については、都市の骨格を形成するシンボルロードとして、歴史や市の特徴が感じられ、人が過ごしやすい温もりのあるデザインに統一した都市景観を方針とし、その保全のため、下記①から⑤の項目について基準の案を記載しています。

岐山通については、冒頭でも説明したとおり、周南市役所の北側ラインを境に、個別基準の適用範囲を分けています。理由としましては、道路関係者と協議調整の結果、予算的に全てを対象にするのは難しいことが分かったので、現在良好な景観が形成されている市役所前面については街路等の個別基準を定めて、景観を維持できるようにしております。ただし、市役所北側の岐山通についても、街路樹については、緑のネットワーク維持を目的として個別基準を定めています。

その他の前回からのポイントとしては、御幸通について、管理者である周南土木建築事務所との協議の結果、安全優先で応急復旧としてアスファルト補修するが、予算確保して周囲と統一性を図っていくことで合意を得られたので、その旨を「①歩道・街路」に記述しています。また、景観重要公共施設として指定してもらった方が予算も確保しやすいと聞いておりますので、今後も連携しながら良好な景観維持を図っていきたいと思っております。

④サイン等については、前回審議会で、「サイン統一するためにもう少し基準を具体的にするのはどうか」というご意見をいただきましたので、現状の徳山駅北口駅前広場のサインを基準としてある程度の方向性を示すことで統一すべく、「ビビットカラーの使用を最小限とし、文字はマンセルN 9.5(白)の整然とした書体を基本とする。」という基準を追加しています。

以上が、徳山駅前広場から岐山通までの個別基準の変更箇所になります。

続いて8ページが、徳山港線の個別基準となります。

徳山港線のコンセプトは、毛利藩藩邸の石垣を連想させる舗装や、桜並木と調和がとれたストリートファニチャーなど、「歴史の息づいた街なみ」空間を形成する景観としています。

また、大規模改修する際は、「歴史の息づいた街なみ」のコンセプトに配慮して、歴史的な石畳をイメージした改修となるよう統一を図る、と明記するとともに市景観担当課としても確認することで、「歴史の息づいた街なみ」の景観を維持できるようにしています。

徳山港線の個別基準の特徴としては、本路線の道路施設は、主に緑系と茶色系の路上機器や照明施設が設置されているので、緑系のマンセル値5 B G 4/2と茶色系のマンセル値5 Y R 2/1を基準としています。以上が各施設の個別基準の変更箇所になります。

今後は、景観審議会にて継続して意見を伺いつつ、施設管理者や事業者との連携方法についても協議を進めていきたいと考えております。

また、周南市景観計画につきましても、景観重要公共施設への位置づけに伴う改定が必要になりますので、景観計画の素案の作成を進めてまいりたいと考えています。

以上で、協議事項の景観重要公共施設についての説明を終了いたします。

(会長)

ありがとうございました。ただ今の説明内容につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

私は徳山商工会青友会の会長としてイベント等やっているのですが、それに関連した気づきについて述べさせてもらいます。昨今あったツリー祭りでイルミネーションをやったりするのですが、業者さんからの意見で御幸通の樹はすごく大きいと聞いています。何メートルあるのか分かりませんが、台風とか来た時に大丈夫なのかなという危険性について気になります。以前、市役所の前の岐山通りの樹が、台風が来た時に倒れたことがあったと思います。もし御幸通の樹が倒れると、周囲のNTTや郵便局等への危険性については考慮されているのでしょうか。樹の成長点を切っていたのは見えるのですが、まだ伸びているように見えるので何かの時に倒れたりしないのか心配です。大きな樹なので大丈夫なのかもしれませんが、もし倒れるとバスも通るのでどうなのかなと思います。だいぶ前の市長さんにも同じことをお聞きしたことがあるんですけど、その時は大丈夫だろうというようなお話でした。

それと一緒に、イチョウ並木の落ち葉について、どこが掃除するのかなと思います。結構市民の方がやられているのですが、管理等はどのようになっているのでしょうか。また補助などがあるのでしょうか。私が徳山保健センターの管理をしており、イチョウの落ち葉がよく入ってくるので、中に入ってくる分はとっているのですが、周囲の児玉神社にも松の木等がよく入ってきてたり、市役所にも入ってきていると思います。こういうのって結局どこが管理や掃除してということや、捨てるのにも費用がかかるとし、掃除をする人に対する費用に関してもどうなのかなと思います。自治体にお願いするということなのでしょうか。

能登半島の災害の件もあったので、地震が少ない地域ではあると思いますが、災害面でのプラン等はあるのでしょうか。景観も大事だとは思いますが、旧バイパスのヤシの樹を切って短くした経緯もあるので、御幸通やその周辺にもそのような計画等があるのであればお聞きしたいです。

(会長)

ご意見ありがとうございます。今言われたヒマラヤスギというのは、徳山駅北口から出て、ヒマラヤスギやイチョウ並木などの魅力的な景観のことではありますが、今委員が言われたとおり現実的な問題としてどうなのかなということもあると思います。これら含めて景観を守るために色々な約束ごととかを決めていくことになると思います。お掃除についても近所の

方がされて、市で回収されている様子は見たことがあります。事務局の方からも補足等あればお願いします。

(事務局)

まずヒマラヤスギについてはですが、確かに大きいというところではありますが、公園花とみどり課の方で適正に管理できるよう進めていると聞いています。また、イチョウの落ち葉については色々ご意見をいただいております。毎日やるのは難しいので、ある程度の間隔ではありますが、公園花とみどり課や官民連携事業の方で落ち葉の清掃をしております。基本的には地域住民の皆様をお願いするスタンスとはなりますが、イチョウ並木の落ち葉も相当な量となりますので、市の方も一緒にやっている状況でございます。

会長が言われるように景観を守っていくというところと、現場としてどうなのかというところのバランスが非常に重要だと考えていますので、それらを踏まえまして、このガイドラインの中で整理していきたいと思っています

(委員)

私は御幸通や岐山通の近くに住んでいることもあり、イチョウ並木の落ち葉については掃除をさせてもらっています。それらを通じて、地域の方にお礼を言ってもらったりとコミュニティができています。市が何でもかんでもやらないといけないのではなく、コミュニティの中でやっていくのも大事だと思います。私は景観がきれいなことから落ち葉が落ちるのもしょうがないと考え、掃除については率先してやらせてもらっています。虫が落ちる相談を受けたこともあり、そういう面では市に消毒してもらおうこと等を頼むことも考えられますが、ある程度のことは、地域のコミュニティで解決していけるようになればいいと思います。

(会長)

ありがとうございました。そういう繋がりが本当に景観を守ることに繋がると思います。ツリー祭りの樹に関しては、以前、枝の切り方が悪いと指摘したこともあります。樹が大きいのは困ることもあると思うのですが、毎年ツリー祭りできれいに飾り付けられ、みなさんが楽しむことに繋がっているようにも思います。なかなか難しい話だと思います。

(委員)

街路樹に関して私の方からもう一つ。築港町の通りの街路樹が1メートルくらいに全てカットされているのはご存じでしょうか。あれは何故あんなに短く切っているのか、これでは芽も出ないなど、あの辺りを通るたびに思います。ただバサバサっと切ってそのままがいいのかなと思います。せっかく育っていたのに街路樹がかわいそうだなという気持ちになります。

(会長)

私も先日気づきましたが、道路課の方でされているのでしょうか。

(事務局)

県道となるので、県の管理の中でやられていると思います。どういう目的でやられているかは確認できていないので想像の話とはなりますが、根を取るということはライフラインもあるので周辺への影響が大きいというのがあります。そのことから、ある程度枯れるのを待ってから撤去することを考えておられるのかもしれませんが。いずれにせよ県事業の話になるので、ここでは詳細把握しておりませんので想像の話となります。

(会長)

他に気づきやご意見ありますか。

(委員)

またお祭り関係の話になってしまいますが、青空公園をよく使わせてもらっており大変ありがたいのですが、男子トイレの大便所が詰まることが非常に多いです。祭りなどで多くの人が使うとすぐに詰まって封鎖しなくてはならなくなるので、改修の見込みなどないのでしょうか。実行委員会でも同じ話はするのですが、パイプ自体が細いため吹いてしまうのでしょうか。管理の面で今後予算などあれば、男子トイレだけでもパイプを大きくしてもらえればと思います。毎回詰まって掃除が大変なのでご協力いただけるとありがたいです。

(会長)

こちらについては管理している課に伝えてもらうということによいでしょうか。

(事務局)

そうですね。担当は公園花とみどり課になろうかと思しますので、伝えておきます。

(会長)

景観重要公共施設を指定することについて、他にご意見ありますか。

(委員)

一つ確認してみたいことがあります。景観重要公共施設に道路等を指定する際に、先ほど意見にあった落ち葉のことなどはどこにも記載は無く、一方で植物以外の人工的なものについては具体的な指定の記載があります。岐山通について2つに分けて街路樹等の緑化につい

て努めるとあるのですが、この努めるという意味の中には、実は先ほどの維持管理などの色々な意味合いも含まれているのでしょうか。また、維持管理については、誰がどうするかなどはあえて書かないということなののでしょうか、もしくは、こういう風に定めたら、誰かが維持管理を徹底しなければならなくなったりするのでしょうか。

(事務局)

落ち葉などの維持管理について記載しないのかということでご質問いただきました。景観重要公共施設の制度は、景観法で定められるものとなります。その中で、整備に関する事項や占用の許可の基準を定めることができますとありますので、これらに関しての記載としております。維持管理については、先ほどからお話ありますように、地域のコミュニティもございますし、市としてもできる部分をやっていくという風に考えております。

(委員)

維持管理に関してはここでは記載はしてないが、地元の方と協力しながらやっていくということですね。

(事務局)

そうですね。維持管理については、現在も地元の方々が中心となってやっただいておりますので、市としても協力しながら引き続き進めて参りたいと思います。

(会長)

他にご意見ありますか。それでは私の方から一つ。6ページに景観整備機構への確認という記述があったと思いますが、どういう場合を想定されていますか。

(事務局)

景観整備機構というのは、山口県で唯一周南市のみある組織であり、母体は建築士会となります。記載している個別基準に沿って判断できる部分は問題無いかとは思いますが、今後、施設の老朽化や大きな改修があることも想定されます。その時に、この景観審議会の場にて毎回お諮りすることも難しいと思いますので、その前段として景観整備機構の方へご相談させていただくことを考えています。

(会長)

分かりました。他にご意見等ございますでしょうか。無いようでしたら、本審議会で景観重要公共施設について報告を受けたこととします。

本日の審議は以上でございます。

その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(委員)

確認となりますが、この場はどれくらいの周期で開催されるのでしょうか。組織の都合上毎年メンバーが変わるので引継ぎをどうしようかなと思っているので教えてください。

(事務局)

通常、年に一回ほどのペースで開催しておりましたが、ここ2年ほど空いていたという状況でした。ただ届出の報告だけで皆様にお集まりいただくのも申し訳ないので、今回のような議題がありましたら随時開催させていただきたいと思います。

(会長)

他に無いようでしたら、事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

村越会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、真摯なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第10回周南市景観審議会を終了します。本日はありがとうございました。

閉会 16時00分